

刑法39条、医療観察法に関する山田弁護士との意見交換資料

9/21に提起された山田弁護士の「意見書」及び本田信一郎氏の「補足的意見」について、12/15の山田弁護士との意見交換の内容を、ワーキングチームのメンバーへ資料として提供します。尚、次回から曜日を水曜日に変更し、第3回検討会は1/26(水)18:30ほっとステーション2階ダイケア会議室とします。また、別添の「ひまわりニュース⑨」(12/20発行)もご笑覧ください。

○「法的課題」に関する山田弁護士、本田氏の提案について

法的課題の区分	山田弁護士の「意見書」要旨	意見交換の概要
(1) 刑法39条により不起訴になった被害者が、「犯罪被害者等基本法」に定められた裁判参加制度等の権利を著しく制限されるのは不条理で法的救済が必要。	<p>1 心神喪失で刑法39条により不起訴処分とされた場合、刑事裁判は終了する。その後、殺人や強盗など重大犯罪においては、被疑者・被告人は医療観察法上の「対象者」として、継続的な医療観察制度に組み込まれる。しかし、犯罪被害者であるという立場は、加害者が被疑者・被告人から対象者へと名称が変わったとしてもなんら変わらず、犯罪被害者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することも、刑事裁判の結果や、医療観察法上の処遇決定になんら左右されないことも自明である。したがって、被害者は事実関係の把握・解明について捜査段階から最終処分段階において、担当検察官から十分に説明を受けることが可能である。</p> <p>2 刑事裁判においては、不起訴事件記録の開示、閲覧・謄写、被害者参加制度等事件の捜査・処理や情報提供、検察官の説明義務等被害者の要望に対する犯罪被害者へのきめ細かな配慮を求めている</p>	<p>*刑法39条により不起訴処分となった重大犯罪加害者は、医療観察法の「対象者」として継続的な手厚い治療に組み込まれるのに対し犯罪被害者は本来個人の尊厳が重んじられ、その尊厳に相応しい処遇が保障される権利を有するにも拘わらず、実際の制度では十分に保障されているとは言い難いとの山田弁護士の認識は、今後の法的整理の基礎となる。</p> <p>*刑事事件では犯罪被害者への情報開示や権利擁護について「犯罪被害者等基本法」によってきめ細かな配慮が進んでおり、本来刑法39条事件の被害者にも同様の配慮が摘要されるべきだが、実際の運用では著しく制限され、使い勝手が悪いのが実情で問題である。</p>

	<p>る。もとより刑事裁判だけを念頭にしたものではなく、事件直後から被害者が平穏な生活を取り戻すまで終始配慮が求められる。</p> <p>3 医療観察法の審判は原則非公開であるが、被害者が申請すれば傍聴等一部は認められている。しかし、刑事裁判では認められている被害者の心情伝達、意見陳述、被告人質問は認められない。また、病状・治療状況等もプライバシー保護の観点から認めれない。</p>	<p>*医療観察法における被害者への情報開示、被害者参加がほとんど認められていないとの認識で一致。</p>
<p>(2)刑法 39 条による犯罪被害者への損害賠償・補償制度は極めて不十分で抜本的な改善が必要。</p>	<p>*被害者の経済的救済に関しては、現在の犯給法を抜本的に改正し、新たに「犯罪被害者補償法」を制定することを全国犯罪被害者の会や弁護士会が強く要望している。ただ、この問題は刑法 39 条問題と直接には関連するものではないので今回の課題とは切り離して考えたい。</p>	<p>*犯罪被害者の経済的救済としては「見舞金」的性格の「犯罪被害等給付金」があるが、全国の犯罪被害者の会や弁護士会は、抜本的な「犯罪被害者補償制度」を検討中。</p>
<p>(3)「医療観察法」への被害者参加は基本的に認められていない。被害者参加の拡充を強く望む。</p>	<p>1 医療観察制度への被害者の関与は医療観察法は、審判の傍聴と結果の通知に限定されている。「地域社会における処遇」についても、対象者の社会復帰を促進する観点から「ガイドライン」が設定されているが、被害者は情報提供を受けるという受動的立場である。</p> <p>2 被害者は加害者が不起訴処分になった段階から、事実上事件からの分断を余儀なくされる。事件の事実関係、犯行に至るまでの経緯や動機、加害者の病状など、被害者が知りたいことはほとんど知らされない。医療観察法の趣旨は理解できても、被害者を従たる立場の者として扱い、極めて限定的な関与しか認めない現制度は、被害者の尊厳にふさわしい処遇が保障された状態とは言い難い。</p> <p>3 医療観察プログラムに、少なくとも以下 2 点は保障すべきである。</p> <p>① 事件に至った経緯や動機、治療の経過、対象者の精神状況等について、被害者が保護観察官から直接説明を受ける機会の保障。</p> <p>被害者が対象者と面会を希望した場合、保護観察官の同席のもとに面会</p>	<p>*医療観察法における被害者の関与は、審判の傍聴と結果の通知に限定されている。被害者は加害者が不起訴処分になった時点で事実上事件から分断され、被害者が知りたい情報は殆ど知らされない。これは被害者を従たる立場として扱うもので被害者の尊厳に相応しい処遇が保障されているとは言い難いとの認識では一致。</p> <p>*その上で山田弁護士より現実的な解決として 2 点の具体的な提案があった。</p> <p>①事件の経緯や病状について被害者が保護観察所の社会復帰調整官から説明を受ける。</p> <p>② 被害者が対象者（加害者）との面会する機会を保障する。</p>

刑法 39 条の課題	本田氏の補足的意見の要旨	意見交換の要旨
(1) 危機介入・直接支援の 欠如	<p>* 「危機介入・直接支援」の北海道の状況と、支援に関わる専門家らの認識と意識を検証すべきであるし、そのうえで《専門家の教育を主とする具体的な改善策》を提言すべきである。</p> <p>* 付記すれば、いわゆる専門家（上記の組織に加え、マスコミ、弁護士、刑務官、保護司、医師なども含む）の適切な理解があつてこそ、被害者の二次・三次被害の軽減、ひいては加害者の社会復帰の円滑な推移が図られる。つまり、専門家は被害者、加害者双方の社会との結節点であることを再認識することは重要な問題である。</p>	<p>* 犯罪被害者支援について様々な法的制度があつても、行政機関の担当者が認識していなければ役に立たない。まずは専門職の教育を推進すべきである。</p>
(2) 法的早期検討課題について	<p>* 「遺族よりも先にマスコミが知っていた」という状況の改善。</p> <p>① 「検察は被害者と共に泣く」ための前提は、被害者への十分な情報提供による質疑応答から被害者の心情を把握すること。</p> <p>※ 「知る権利」拡充のため①〈捜査情報（事件記録）の全面開示〉・②〈鑑定医からの直接説明〉・また、被害者が求めた場合に③〈加害者本人、近親者、及び、入院、加療中の場合は病院関係者らへの質問の機会（面談、文章のやり取りなど）の確保を行う。</p> <p>② 重大な問題は〈不起訴〉決定により、被害者の「司法（刑事裁判）に参加する権利」が失われてしまい、事実の解明・名誉の回復・適正な刑罰への希求が遮断されることにある。</p> <p>※ 「不起訴」決定後、「医療審判」に関わる裁判官、検察、弁護士に対し①〈心情、意見表明〉、②〈処遇決定に対する要望〉を行う。（また上記①－③の内の「加害者本人との面談等」はこのタイミングも考えられる）</p> <p>③ さらに、「医療審判」で処遇決定後に同法廷で③被害者からの〈処</p>	<p>* 山田弁護士の「意見書」と共通する問題提起であるが、被害者支援のためには社会復帰調整官のみならず、検察・弁護士・医療機関・被害者本人等 4 者・5 者による関係者の協議が必要との意見。</p> <p>* これに対し山田弁護士から以下の問題提起があつた。そもそも刑事裁判における被害者への説明責任は検察（検事）が負っており、医療審判の決定通知も同様である。従って、医療審判の場に被害者が参加することは法的にありえず、審判決定後に被害者への検事の説明に任意で関係者が同席・協議することは論理的に可能ではないか。この見解に他の参加者も同意し、これを基礎に入院（入口）から退院（出口）に至るまで、対象者の処遇</p>

	<p>遇内容についての要望)を協議し、4者で確認する(被害を与えたことについての反省と理解が社会復帰への第一歩とすれば、例えば〈自発的に被害者の月命日に手紙を書く等の具体的行為を設定し、関係者はそれを本人が履行するようサポートする〉等が考えられる。また、医療関係者や保護観察官の経過報告が詳細に行われることはもちろんだが、加害者からの自発的で直接的な行為は、被害者のみならず関係各所と社会を結ぶ糸になり得る)</p>	<p>期間を通じて関係者による状況の共有を図る仕組みができることが望ましいとの方向で一致した。</p> <p>*しかし同時に被害者への情報開示が対象者(加害者)への精神的圧力になるリスクについても配慮が必要との意見があった。</p> <p>これらについて次回検討するを確認した。</p>
<p>(3)「法的長期検討課題」について</p>	<p>①「補償制度」の早期創設を望むことに変わりはないが、あえて議論すべき事柄として挙げておきたい。</p> <p>※「被害者に何ら帰責性がなく、加害者の責任能力が問えないという理由で不起訴となった殺人・傷害といった重大な他害行為」に於いては、その不起訴判断は国にあり、それによって被害者が現実的に損害賠償請求先を失うことは国の責任と考えられる。例えば被害者の申請により「犯罪被害給付金」が裁定された時点で、《その金額内の一定額を上乗せする条項》を加えることは可能ではないか。</p> <p>②「刑法39条」の存廃については尚、考察と議論が必要だが、現時点で「心神喪失規定」の必要性は薄れているのではないか。</p> <p>※「加害者の人権擁護」のための錦の御旗として捉えられた時代から、今は「障害者の裁判を受ける権利を奪っている」という論調が広がりを見せている。被害者にとって(社会にとって)裁判での事実認定にこそ意味がある。</p>	<p>*山田弁護士から、今後は中央の厚労省や法務省、有力国会議員等へのロビー活動が必要になるが、その際に被害者本人の声が重要であり、今から準備しておく必要があるとの指摘があった。</p> <p>*次回の検討会で今回の意見交換会の内容を踏まえた議論を行う。</p> <p>(次回から開催日を水曜日 18:30に変更し 次回は 1/25 を予定し別途案内する)</p> <p>※Q&Aについては重複するので省略する。</p>